

委託の対象となり得る事務の実施者(案)について

※ 下線は議決事項(債権保有者が議決)

項 目	実施者(案)		備 考 (第38回WG資料 委託の範囲例)
	市町村	大阪府	
① 保険医療機関等に対して行う納入通知書の発行、送付	○		ア
② 保険医療機関等から支払われる返還金の収納事務	○		イ
③ 保険医療機関等に対して行う督促状の発送	○		ウ
④-A 保険医療機関等に対して行う催告状の発行	○		ウ
④-B 保険医療機関等に対して行う納付の勧奨		○	ウ
⑤ 所在調査	*	○	
⑥ 財産調査		○	エ
⑦ 裁判所による回収手続(支払督促)	○		オ
⑧ 裁判所による回収手続(仮執行宣言申立)			オ
<u>⑨ 裁判所による回収手続(訴えの提起=通常訴訟)</u>			オ
<u>⑩ 裁判所による回収手続(和解)、 -2 納入通知書の発行・送付、-3 収納事務</u>			オ ア、イ
⑪ 裁判所による回収手続(債務名義の取得)			オ
⑫ 強制執行申立て、財産差押え -2 納入通知書の発行・送付、-3 収納事務			カ ア、イ
⑬ 債権者集会への出席、破産管財人との協議、調整等	○		キ
⑭ 時効の援用、徴収停止	○		ク

* 現地確認等については、対象医療機関等が関係市町村の場合は当該市町村が実施

【参考】 次の業務は、債権保有者のみ実施可能であり、委託業務には含まれない。

(府が債権放棄を行うためには、市町村から府へ債権譲渡が必要(議決事項))

⑮ 債権放棄	○		ケ
⑯ 不納欠損処理	○		ケ